国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会規則

（平成１６年　４月　１日
規　則　第　６　５　号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号。以下「組織運営規程」という。）第９条第２項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事

(3) 本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、組織運営規程第１０条に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの（以下「学外委員」という。）

(4) その他学長が指名する職員

２　経営協議会の委員の過半数は、学外委員でなければならない。

（委員の任期等）

第３条　学外委員の任期は３年、前条第１項第４号の委員の任期は２年とし、それぞれ再任を妨げない。

２　前項の委員の任期の末日は、当該委員を任命又は指名する学長の任期の末日以前とする。

３　第１項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第４条　経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの

(2) 中期計画に関する事項のうち、経営に関するもの

(3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) その他経営に関する重要事項

（議長）

第５条　経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

２　議長は、経営協議会を招集し、これを主宰する。

３　議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員たる理事がその職務を代行する。

（開催）
第６条　経営協議会は、原則として年４回開催するものとする。
２　議長は、必要があると認めるときは、臨時に経営協議会を開催することができる。

（議事）
第７条　経営協議会は、委員の３分の２以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
２　経営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第８条　経営協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）
第９条　経営協議会の庶務は、戦略企画課において処理する。

（雑則）
第１０条　この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月６日規則第３号）　抄
１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２０年４月１日規則第４号）
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則（平成２３年９月３０日規則第８８号）
この規則は、平成２３年９月３０日から施行し、平成２３年８月１日から適用する。
附　則（平成２６年１月９日規則第１号）
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。
附　則（平成２７年３月２７日規則第４１号）
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年７月３１日規則第１０８号）
この規則は、平成２９年７月３１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
附　則（令和２年６月３日規則第６４号）
この規則は、令和２年６月３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
附　則（令和４年１月２０日規則第２７号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。